商工会だより

# とことん

http://www.hint.or.jp/~kamijima-ohsaki/

(No.132)
9月号

## 共済推進のお知らせ

大崎上島町商工会では、今年度も共済の推進を行います。期間中は、商工会職員が商工貯蓄共済や広島県共済「かがやき」など商工会の共済推進の為、皆様の事業所にお伺いいたしますので、ご協力をお願い致します。

貯蓄共済で確実な資産形成と将来の安心を！

**【商工貯蓄共済制度**（推進期間：令和3年10月～）**】**

国（中小企業庁）から認められた商工会員（家族・従業員を含む）のために作られ、**貯蓄・保障・融資**の機能を備えており、更に**医療保障特約**まで用意された充実の共済制度です。

**① 将来の資産作りに**

1口2,000円/月から加入出来ます。掛金から年払いの保険料と手数料を引いた大部分が積立金となります。満期時に10年間の貯蓄積立金と配当金を加入者にお返しします。

**② わずかな掛金で確かな保証**

（保証の一例）

| 被保険者の加入時年齢 | 保険金(1口) | 加入限度金額 |
|---|---|---|
| 15～46歳 | 100万円 | 3,000万円 |
| 47～54歳 | 50万円 | 1,500万円 |
| 55～65歳 | 25万円 | 750万円 |

※一口当たりの保険金は、加入モデル・年齢・性別によって異なります。

満期更新時には、健康状態にかかわらず継続が可。

**③ 医療特約を付加して更に保証充実**

入院の備え「医療保障特約」の特徴

- 病気やけがの入院保障（10,000円/日と5,000円/日の2種類のプランがあります）
- 病気やけがの手術に手術給付金
- 上記の給付金をお使いにならなければ、5年毎に10万円（10,000/日プランの場合）の給付
- 先進医療にも対応
- 満期更新時には健康状態に関わらず継続可（最長90歳まで）

※掛金は年齢・性別によって異なります。

**④ 広島県だけの有利な制度**

- 健康診断の助成金があります。
- 1年分前納すれば、掛金が3%戻ります。

## 事業継続力強化計画

「事業継続力強化計画」とは、中小企業における事業継続を目的とした防災減災対策に関する計画及び計画の認定で支援を受けられる制度のことです。

### 事業継続力強化計画作成のメリット

- **家族にとって安心・安全な就業環境を整備**
  強化計画を作成しておく事で、災害等の被害にあっても早期の事業を再開することができます。適切な感染症対策や耐震措置を講じ、家族にとって安心・安全な就業環境を整備。
- **サプライチェーンを維持**
  他地域の企業と協力体制を事前構築することで有事の際のサプライチェーン維持を実現。
- **運転資金を確保**
  金融機関との特別融資枠の事前協議や保険の活用により、有事の際にも運転資金を確保。
- **重要データの喪失を防止**
  適切なバックアップと迅速な復元を行い、重要データの喪失を防ぎ、事業への影響を最小化。

### 専門家派遣事業

ご自身の事業継続力強化計画の作成に当たり、専門家による個別の指導を実施しております。
関心のある方は当商工会までお気軽にご相談ください。

### 中小企業強靭化のための実践セミナー

中小企業基盤整備機構ではオンラインセミナーを実施しております。
基本的な事から知りたい方はこちらもご活用下さい。
https://kyoujinnka.smrj.go.jp/seminar_handson/
※このサイトから専門家派遣を依頼する事も出来ますが、回数等に制限があります。

## 会費の口座振替へ変更のご協力のお願い

※現在、会費を口座振替にされていない会員様へのお願いです。

商工会年会費の納入において、納入の事故を未然に防ぐとともに、事務をスムーズに行う為に口座振替への変更をお願いします。

何卒趣旨をご理解頂き、ご協力頂きますよう、よろしくお願い申し上げます。

## 広島県最低賃金改定のお知らせ

広島県の最低賃金は，令和３年 10 月１日から改定されます。

改定後は、時間額 899 円が適用されます（9 月 30 日までは，現行の 871 円です。）

※広島県特定（産業別）最低賃金も改訂されますが、発効は令和３年 12 月１日です。詳細ついては、改めてお知らせいたします。

- 年齢、性別、雇用形態〔常用・臨時・パート・アルバイト等〕、支払形態〔月給・日給・時給等〕の別を問いません。
- 特定の産業で働く労働者については、広島県最低賃金よりも高い特定(産業別)最低賃金が適用される場合があります。
- 派遣労働者については、派遣先の事業場に適用される地域別最低賃金又は特定（産業別）最低賃金が適用されます。
- 最低賃金より低い賃金を労使合意の上で定めても、最低賃金法によって無効とされ、最低賃金額と同様の定めをしたものとみなされます。

(問い合わせ)

広島労働局賃金室　　TEL：082-221-9244

三原労働基準監督署　　TEL：0848-63-3939

## 新会員の紹介

令和３年８月 25 日(水)の役員会において、下記の事業者の新たな入会が承認されましたのでご紹介いたします。

よろしくお願いいたします。

| 商　　号 | 代表者氏名 | 業　　種 |
|---|---|---|
| 陽ちゃん shop | 山中　陽子 | 果実小売 |
| (株)サンユー | 森川　浩志 | 土木工事 |
| 杉田あんまマッサージ院 | 杉田　康成 | 医　　療 |
| 金　剛　寺 | 岸　　真弘 | 寺　　院 |
| Tona. design | 古川　直仁 | ＩＴサービス |

## 小規模事業者持続化補助金

＜低感染リスク型ビジネス枠（第４回）＞

【事業概要】

小規模事業者のポストコロナへの取り組みを支援するものです。内容が感染リスクの低減につながる事業が対象になります。

【補助対象】

小規模事業者

【補助率等】

補助率　　：３／４

補助上限　　：100 万円

補助対象経費　：機械装置・広報費・外注費など

【締め切り】

令和３年 11 月 10 日（水）17 時まで

【その他要件】

・ 電子申請システム「Ｊグランツ」（※）のみ。
・ 令和３年１月８日以降に発注、支払い、使用した経費も補助対象にできます
・ 緊急事態措置に伴う特別措置あり（外出自粛等の影響による売上減少が要件。感染防止対策費の上限が引上げ等の優遇措置）

※Ｊグランツ（jGrants）について

補助金の電子申請システムです。利用にはＩＤ（ＧビズＩＤ）の取得が必要です。

（ＩＤの取得方法はこちら：https://gbiz-id.go.jp/app/rep/reg/apply/show）

【活用事例】

・ 飲食業が大部屋を個室にするための間仕切りの設置を行い、予約制とするためのシステムを導入。
・ 旅館業が宿泊者のみに提供していた料理をテイクアウト可能にするための商品開発を実施。

など。

## 10 月の予定

9 月 30 日（木）県連役員会
10 月　1 日（金）商工会三役会
　　4 日（月）事業継続力強化計画策定オンラインセミナー②
　　13 日（水）県女連合中央地域役員会
　　17 日（日）女性部花いっぱいプロジェクト

発行：大崎上島町商工会　令和３年９月27日発行

TEL：0846（64）3505　FAX：0846（64）3552